

市民活動協働コーディネートデスク設置要綱

- 改正 平成 26 年 3 月 26 日県N第 87 号
- 改正 令和 3 年 11 月 10 日県協第 38 号
- 改正 令和 5 年 3 月 28 日県協第 55 号
- 改正 令和 8 年 3 月 31 日広共第 167 号

(設 置)

- 第 1 長野県の協働推進の指針となる「信州協働推進ビジョン」の策定に伴い、主に NPO 等市民活動団体との協働を具体化する施策を行うため、市民活動協働コーディネートデスク（以下「本デスク」という。）を設置する。
- 2 本デスクは、企画振興部広報・共創推進課に置く。

(機 能)

- 第 2 本デスクは、次に掲げる機能を持つものとする。
 - (1) NPO 等市民活動団体の協働に関する相談機能
 - (2) NPO 等市民活動団体の協働のコーディネート機能
 - (3) 協働に関する情報提供機能
 - (4) その他長野県の協働推進のために必要な機能

(運 営)

- 第 3 本デスクは、企画振興部広報・共創推進課が運営する。

(民間のNPO活動支援組織等との連携及び協力)

- 第 4 本デスクの機能が十分発揮されるよう、その運営に当たっては、民間のNPO活動支援組織、市町村の市民活動支援センター、その他公共的活動の支援を行う者との連携及び協力を図るものとする。

(補 則)

- 第 5 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。